

大阪市立住之江小学校 いじめ防止基本方針

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こりえる」という認識のもと、「豊かな人間性と確かな学力を身につけたたくましい子ども」の育成のために「大阪市立住之江学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の7点をあげる。

- ①児童の豊かな情操と感性を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、教育活動全般を通じた人権教育・道徳教育および体験活動等の充実を図る。
- ②いじめを早期に発見するため、児童に対する調査を毎学期実施する。
- ③児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるスクールカウンセラー業務の啓発活動を行う。
- ④教職員に対して、いじめ防止に関する研修を実施し、その資質向上を図る。
- ⑤インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して資料等を配布するなど、啓発活動を実施する。また、児童に対して、ネット上のマナーを習得させるための教育活動を実施する。
- ⑥児童をいじめから守り、生活の舞台である地域社会でいじめの防止に取り組むことへの理解と協力を求めるため、12月を「いじめ防止啓発月間」に設定する。
- ⑦全校縦割り活動で、学年の枠を超えた心の通じ合うコミュニケーション能力を養い、良好な人間関係を育む集団育成を図る。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童も被害者にも加害者にもなりえるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ①習熟度別少人数授業を展開し、児童の学習理解度に応じたきめ細かい指導を行う。
児童の得意とする教科は、さらなる上達を目指し、苦手とする教科に対しては、基礎・基本を理解させ、発展学習へと導けるようにする。
- ②チームティーチング（T・T）を実施し、学習につまずきかけた児童に対して、積極的にアプローチする。学習の低位層を減少させ、学習意欲の高い集団育成を図る。
- ③教科指導力を高めるために、毎年主題を設定し、全教員が研究授業を実施する。校内研究体制の充実を図り、教員の資質向上を図る。
- ④廊下に長机を設置し、休憩時間に、読書等ができるラーニングスペースを設置する。

(2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- ①全校縦割り活動で、学年の枠を超えた心の通じ合うコミュニケーション能力を養い、良好な人間関係を育む集団育成を図る。
- ②体験活動や奉仕活動等を積極的に推進し、「命の大切さ」や「他人を思いやる心」を生活体験の中から学び取らせる。
- ③勤労の尊さや意義を理解し、社会に奉仕する喜びを感じながら、公共のために役立とうとする意識を浸透させる。
- ④夢や希望を持ち、憧れる自己像を獲得し、目標に向かって努力する態度を育成する。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を、学校教育全体を通じて、児童に徹底する。特に、いじめを行う児童に対しては、毅然とした指導を行う。
- ②いじめられている児童については学校が徹底して守り通すという姿勢を貫き通す。
- ③いじめを許さない学校・学級づくりを推進するために、教職員が児童一人一人をかけがえのない存在としてとらえ、指導する。
- ④教職員の言動が児童に大きな影響を与えることを十分に認識し、教職員自身が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう自覚ある行動に努める。
- ⑤いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、指導により解決したと即断することなく、その後も継続して十分な注意を払い、折に触れて適切な指導を行う。

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という認識のもと、児童の小さなサイン〔以下（１）学校（２）家庭を参照〕を見逃さず、きめ細かな注意を払い、いじめの早期発見に努める。いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、実態把握に努める。

(1) 学校

①登校時

- ・理由もなく、一人で朝早く登校する。
- ・一緒に登校する友人が変化する。
- ・教職員と視線を合わさないようになる。
- ・元気がなく浮かぬ顔をする。挨拶をしなくなる。
- ・特に用事もない（と思われる）のに、教職員に近づいてくる。

②朝の会

- ・体調不良（頭痛・腹痛・吐き気等）を訴える。
- ・欠席、遅刻、早退の理由を明確に言わない。
- ・提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。
- ・担任等教職員が教室に入室後、遅れて入室する。
- ・表情が暗く、どこことなく元気がない。

③授業中

- ・発言すると、嘲笑されたり、はやしたてられたりする。
- ・授業道具等の忘れ物が目立つ。
- ・決められた場所と違う場所に座っている。
- ・周囲の状況に関わらず、一人でじっとしている。
- ・教科書、ノート等に落書きが目立つ。
- ・他の児童から発言を強要されたり、突然個人名が出されたりする。
- ・球技の際にパスされなかったり、パスが集中したりする。
- ・課題等を代わりにやらされる。
- ・特定の児童の机と通常以上の距離を置く。

④休憩時

- ・一人でいることが多く、集団での行動を避けるようになる。
- ・給食や弁当を一人で食べることが多い。
- ・衣服に汚れや破れが見られ、手足や顔等にすり傷や打撲のあとがある。
- ・お金や物品の受け渡しを行っていることがある。
- ・遊びと称して、友人とふざけあっているが、表情が暗い。

⑤終わりの会・放課後

- ・持ち物がなくなったり、掲示した作品等にいたずらがある。
- ・みんなが帰宅する前に一人で急いで帰宅する。または、みんなが帰るまで帰宅したがない。
- ・靴や傘等が壊される。
- ・教職員の近くから離れようとしない。

(2) 家庭

①態度やしぐさ

- ・家族との対話を避けるようになる。
- ・受信したメールをこそこそ見たり、電話が鳴るとおびえたたりする様子が見られる。
- ・部屋に閉じこもり、考え事をする。家族とも食事をしたがない。

- ・感情の起伏が激しくなり、動物やもの等に八つ当たりする。
- ・帰りが遅くなったり、理由を言わずに外出したりする。
- ・用事もないのに、朝早く家を出る。

②服装・身体・体調

- ・衣服に汚れや破れが見られ、手足や顔等にすり傷や打撲のあとがある。
- ・自分のものではない衣服を着ている。
- ・学校に行きたくないと言い出したり、通学時間になると腹痛等身体の具合が悪くなる。
- ・食欲不振、不眠を訴える。

③学習

- ・学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- ・成績が低下する。

④持ち物・金品

- ・家庭から品物やお金がなくなる。あるいは、使途のはっきりしないお金を欲しがる。
- ・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きがあったりする。

⑤交友関係

- ・口数が少なくなり、学校や友だちのことを話さなくなる。
- ・無言等の不審な電話、発信者の特定できない電子メールがあったりする。
- ・急に友達が変わる。

5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。第一に、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。

いじめは、集団の中で行われ、加害者と被害者だけでなく、いじめを見てはやし立てたり喜ぶ群衆、その背後で見て見ぬ振りをしたり、自分に被害が及ばないよう知らぬ振りをする傍観者という4層構造になっている。

いじめ問題の解決には、加害者への指導を行うとともに、観衆や傍観者もいじめを助長している存在であることを児童に認識させ、いじめを生まない、いじめを自ら解決しようとする望ましい集団づくりを行う。

その一方策としては、学級全体に「いじめは許されない」との認識を持たせ、いじめを注意する正義感やいじめの事実を教職員に相談することは、正しい行為であると指導する。

- ①学校における相談機能を充実し、児童の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備するとともに、日常の教育活動を通じ、教職員と児童、児童間の共感的な人間関係づくりに努め、児童との絆を深める。

- ②いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教職員が抱え込むことなく、学校全体で情報を共有し、共通理解と役割分担を明確にして学校組織として対応する。
- ③事実関係の究明にあたっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等から正確かつ迅速な情報収集を行い、事実関係を把握する。
- ④いじめの問題については、学校のみで解決しようとはせず、速やかに保護者および関係機関、教育委員会と適切な連携を図る。
- ⑤保護者等から訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾けるとともに、迅速に学校全体で対応する。
- ⑥学校におけるいじめの指導方針および指導計画等の情報については、保護者や地域社会へ積極的に発信し、理解を得る。
- ⑦いじめが生じた際には、個人情報の取扱に留意し、事実を隠蔽することがないように正確な情報提供を行い、保護者や地域住民の信頼を確保する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ①管理職・教務主任・人権教育主担・生活指導主任・養護教諭（必要に応じていじめ行為の被害者および加害者の児童が在籍する担任）より構成したいじめ防止対策委員会を設置する。
- ②運営に関する計画に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ③いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ④いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。
- ⑤管理職・教務主任・人権教育主担とは情報交換を毎日行う。

【年間計画】

- ・いじめ防止対策委員会は年間3回（4月・9月・1月）に開催し、年間計画を実行する。

【調査等】

- ・児童対象いじめアンケート調査 年3回（6・11月・2月）
- ・保護者対象いじめアンケート調査 年2回（7月・12月）
- ・教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査を年2回（5月・10月）

【研修会】

- ・人権教育推進全体会（毎月）
- ・生活指導研修会（6月・11月・2月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ①「大阪市立住之江小学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載して、その方針を積極的に地域社会へと発信する。
- ②学校協議会にて、「大阪市立住之江小学校いじめ防止方針」への助言を得るとともに、いじめの早期発見への協力を依頼する。

(3) 取組内容の検証

- ①「運営に関する計画」の中で、いじめに関する進捗状況を掲載し、PDCAサイクルを活用しながら中間反省および最終反省にむけて討議を重ねる。
- ②学校評価アンケートにおいて、いじめの早期発見や再発防止のための取組に関することを掲載し、適正に自校の取組を評価する。

7. 特別な支援を必要とする児童への配慮

<基本姿勢>

特別支援学級に在籍する児童、もしくは通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、他の児童との間にトラブルが生じた場合、自分の思いや苦しさを伝えることができない児童も存在する。このような児童に対するいじめの未然防止や早期発見には、全教職員による支援体制が必要不可欠である。

そこで、特別支援学級と通常学級の交流および共同学習を積極的に推進し、望ましい集団作りをする。

- ①通常学級担任と特別支援学級担任間の連携を密に行い、各学級での児童の表情や行動等の変化についての情報交換をする。
- ②職員朝会、人権教育推進全体会、職員会議を活用し、当該児童の情報交換を行い、共通理解を図る。
- ③保護者との連携を密に行い、家庭での表情や行動等の変化について、情報収集を行う。

8. インターネット等によるいじめへの対応

- ①インターネット等による最新の動向を把握し、情報モラル教育を推進する。
- ②パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて啓発活動を行う。
- ③職員朝会、人権教育推進全体会、職員会議を活用し、当該児童の情報交換を行い、共通理解を図る。
- ④インターネット等によるいじめを確認した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図り、当該児童への毅然とした指導を行う。

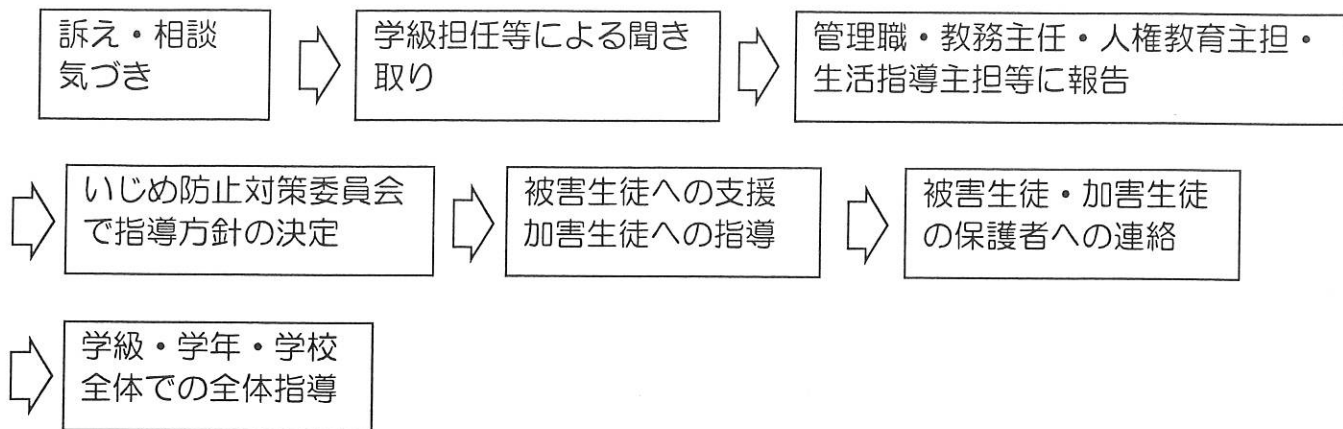
9. 重大事案への対処

- ①学校は、重大と思われる事案が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。
- ②重大事案に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を明確にする。
- ③いじめた児童からの聞き取りを実施する。また、事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

④学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を丁寧に説明する。

⑤調査結果について、学校は教育委員会に報告する。

※ いじめ発見の際の流れ



【いじめ事案の早期対応の流れ】

